

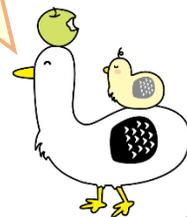
令和7年4月から7月限定

給食・お弁当費用負担軽減のため

すべての第2子・第3子以降を対象に 給食費等支援金を支給します

支援 方法

保護者に「給食費等支援金」を支給

第2子 ……月額 2,500円第3子以降 ……月額 5,000円給食費・給食回数
は関係ないよ！

対象 子ども

下記のすべてに該当する子ども

- ① 月の初日において、次のいずれかである
 - a) 松戸市の幼児教育・保育無償化の認定を受けている
 - b) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業にかかる松戸市の給付金の支給対象である
- ② 年少・年中・年長クラス（3～5歳児クラス）に在籍している
- ③ 年齢制限なく同一世帯の子どもを上から数えて第2子以降である

申請 方法

【申請者】 対象となる子どもの保護者

【申請方法】 年度ごとに1回申請（原則として電子申請）

【支給方法】 申請保護者の口座に振り込み

【支給時期】 令和7年11月下旬（予定）

※給食費は施設にお支払いください。



さっそく申請手続きへ！
（裏面）

松戸市 子ども部

保育課 ☎047-366-7351

幼児教育課 ☎047-701-5126

第2子以降

申請必須

令和7年度 給食費等支援金

(令和7年4月～令和7年7月限定)

令和6年度中に申請して支給を受けた方も、**令和7年度分は、改めて申請する必要があります。**
既に令和7年度分の申請をした方は、マイページを確認し、**重複して申請しないようご注意ください。**

<手続き名>

令和7年度 松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金支給申請【第2子以降対象】

- ※ 申請保護者の本人確認書類と通帳等の電子データが必要です。
- ※ オンライン申請の方法は裏面をご覧ください。

<確認事項>

- ・申請は、**年度内に1回**です。
- ・令和7年度中に**年少・年中・年長クラス**の子どもが対象です。
- ・**対象となる子どもごとに**申請が必要です。

- ※ 同一年度内に重複して申請しないでください。
- ※ 小学生・保育園児は給食費減免対象のため、対象外です。

<申請期限>

令和7年9月15日(月)

- ※ 締切厳守

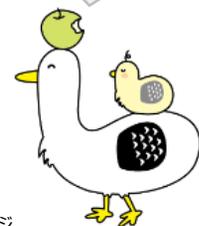
<その他>

- ・やむを得ず申請書による申請をする方は、市ホームページから申請書をダウンロードし、通帳等のコピーを添付して、松戸市保育課または幼児教育課宛てに直接郵送してください。

早速申請!



給食費等支援金申請ページ



【よくある質問Q&A】

Q1) 第2子・第3子以降ってどう数えるの?

A1) 同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。数える子どもに年齢制限はありません。

Q2) 給食費として支払った額以上にもらえるの?

A2) 給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。園での給食回数にかかわらず、また園が定める給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。

Q3) 月途中から認定を受けた場合は?

A3) 初日を基準日とするため、例えば5月15日から松戸市の認定を受けた場合は、6月分から支給対象になります。

Q4) 申請後に、世帯状況が変わった(再婚により子の人数が変わった、申請者が保護者ではなくなった)場合に、必要な手続きは?

A4) 変更後2週間以内に、必ず市にご連絡ください。

Q5) 振込先口座は指定できるの?

A5) 申請保護者と同一名義の口座を指定してください。申請後に、名義変更した場合などは、必ず市にご連絡ください。

【問い合わせ先】

<松戸市の幼児教育・保育無償化の認定を受けている方>

担当課：保育課 入所入園担当室

電話：047-366-7351

メール：mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

<地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業にかかる給付金の支給対象の方>

担当課：幼児教育課

電話：047-701-5126

メール：mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

